(a)　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
　建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
(b)　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
　地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
(c)　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
　補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(3)　申請書等の作成に用いる言語等
①　申請書等は、日本語で作成するものとする。
②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

5　競争に参加することができない者
（建設工事）
　次の①から⑥までに掲げる者は、競争に参加することができないものとする。ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加する者及び一般社団法人等（以下「清掃作業参加者等」という。）については、①から④まで及び⑥に掲げる者は、競争に参加することができないものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一第一号の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る（ただし、平成22年国土交通省告示第1175号により改正された審査基準による経営事項審査のものに限る。）。）を受けていない者
⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤まで（清掃作業参加者等については、①から④まで）に該当する者を含む者
（測量・建設コンサルタント等業務）
　次の①から⑤までに掲げる者は、競争に参加することができないものとする。
①　予決令第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

6　競争参加者の資格及びその審査
（建設工事）
　５の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。５の競争に参加することができない者以外の者については、(1)に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（清掃作業参加者等については、これに準ずる項目）及び(2)に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与し、希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。
(1)　客観的事項（共通事項）
イ　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一第一号の１に規定する当期営業年度開始日の直前２年又は３年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
ロ　告示第一第一号の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で告示第一第三号の１㈠から㈤までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。）
ハ　告示第一第三号の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高
ニ　告示第一第一号の２及び３、第二号並びに第四号に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）
(2)　主観的事項（特別事項）
イ　平成22年10月１日の前日までの４年間における地方整備局又は官庁営繕部発注工事に係る希望工事種別ごとの工事成績（技術的難易度を勘案したもの）
ロ　平成22年10月１日の前日までの４年間における都道府県発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績
（測量・建設コンサルタント等業務）
　５の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。５の競争に参加することができない者以外の者については、(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。
(1)　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業（営業）年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
(2)　審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
(3)　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
(4)　審査基準日までの営業年数

7　資格審査結果の通知
　「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

8　資格の有効期間
　資格認定の日から平成25年３月31日までとする。

9　その他
(1)　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。
(2)　復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、別に公示する。
(3)　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、地方整備局等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。